

(介護予防) 訪問看護 ご利用料金表

訪問看護ステーション プラチナ・ヴィラ青葉台

1. (介護予防) 訪問看護の介護報酬に係る費用

※1単位あたりの地域単価 11.12円

項 目	単位数	金額	利用料金			備 考		
			負担1割	負担2割	負担3割			
基本額	訪問看護	313単位	3,480円	348円	696円	1,044円	20分未満のサービス1回あたり	
		470単位	5,226円	523円	1,046円	1,568円	30分未満のサービス1回あたり	
		821単位	9,129円	913円	1,826円	2,739円	30分以上1時間未満のサービス1回あたり	
		1,125単位	12,510円	1,251円	2,502円	3,753円	1時間以上1時間30分未満のサービス1回あたり	
	看護師等の訪問	介護予防訪問看護	302単位	3,358円	336円	672円	1,008円	20分未満のサービス1回あたり
			450単位	5,004円	501円	1,001円	1,502円	30分未満のサービス1回あたり
			792単位	8,807円	881円	1,762円	2,643円	30分以上1時間未満のサービス1回あたり
	療法師の訪問	訪問看護	1,087単位	12,087円	1,209円	2,418円	3,627円	1時間以上1時間30分未満のサービス1回あたり
			293単位	3,258円	326円	652円	978円	1回(20分)あたり 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士がサービスを行う場合
		介護予防訪問看護	283単位	3,146円	315円	630円	944円	*1日に3回以上訪問する場合1回につき90/100を算定する(訪問看護) *1日に3回以上訪問する場合1回につき50/100を算定する(介護予防訪問看護)
加算項目	単位数	金額	利用料金			該当	備 考	
			負担1割	負担2割	負担3割			
特別管理加算(Ⅰ)	500単位	5,560円	556円	1,112円	1,668円		特別な管理が必要な利用者が計画的な管理を受けた場合	
特別管理加算(Ⅱ)	250単位	2,780円	278円	556円	834円			
看護体制強化加算(Ⅰ)	600単位	6,672円	668円	1,335円	2,002円		看護体制の要件を満たし、高度な医療を望む利用者に対する訪問看護体制を整え提供した場合	
看護体制強化加算(Ⅱ)	300単位	3,336円	334円	668円	1,001円			
初回加算	300単位	3,336円	334円	668円	1,001円		新規利用者の初回訪問看護を行った月に加算	
緊急時訪問看護加算	574単位	6,382円	639円	1,277円	1,915円		利用者の同意を得て必要に応じて緊急時訪問を行う場合	
ターミナルケア加算	2,000単位	22,240円	2,224円	4,448円	6,672円		ターミナルケアを行った場合の加算	
サービス提供体制加算1	6単位	66円	7円	14円	20円	●	一定基準を満たした体制が整っている場合、1回の訪問ごとに加算	
退院時共同指導加算	600単位	6,672円	668円	1,335円	2,002円		退院・退所の利用者に対して主治医と連携して在宅生活における指導を行いその内容を文書により提供した場合(退院・退所後の初回訪問時に算定)	
長時間訪問看護加算	300単位	3,336円	334円	668円	1,001円		特別な管理を必要とする利用者に対して、1時間～1時間30分未満の訪問を行った後に引き続き訪問看護を行った場合	
複数名訪問加算(Ⅰ)	254単位	2,824円	283円	565円	848円		30分未満(1回につき) 2名の看護師等が同時に訪問する場合	
	402単位	4,470円	447円	894円	1,341円		30分以上(1回につき)	
複数名訪問加算(Ⅱ)	201単位	2,235円	224円	447円	671円		30分未満(1回につき) 看護師等と看護補助者が同時に訪問する場合	
	317単位	3,525円	353円	705円	1,058円		30分以上(1回につき)	
夜間早朝加算	訪問看護費に25/100加算						サービス提供時間が、早朝(6時～8時)夜間(18時～22時)に該当する場合	
深夜加算	訪問看護費に50/100加算						サービス提供時間が、深夜(22時～6時)に該当する場合	
◆緊急時の訪問は早朝・夜間・深夜加算は算定しません。ただし、ひと月2回目以降の緊急時訪問については算定します。								
減算額	資格による減額	基本額に90/100で計算					准看護師が訪問看護を行った場合の減額	
	同一建物に居住する利用者の減算	基本額に90/100で計算					事業所と同一、隣接する建物に居住する利用者もしくは同一建物20人以上の場合	
		基本額に85/100で計算					事業所と同一、隣接する建物に居住する利用者(50人以上の場合)	

2. その他の費用

項 目	金 額	備 考
死後の処置代	12,000円	訪問看護と連続して行われる場合
交通費	無料	通常事業の実施地域への訪問
	実費	上記以外にお住まいの方は、公共交通機関利用の場合は実費、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた所から片道1kmあたり100円
キャンセル料	介護保険利用者負担分	前日午後5時までに連絡がなかった場合、介護報酬の利用者負担分をキャンセル料としていただきます。

3. 通常のサービス提供を超える費用(利用者負担10割)

項 目	金 額	備 考
介護保険外サービス	介護報告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。

4. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護をご利用になる場合の費用

項 目	単位数	金額	利用料金			該当	備 考
			負担1割	負担2割	負担3割		
定期巡回訪看	2,954単位	32,848円	3,285円	6,570円	9,855円		1か月あたり
定期巡回訪看(介5)	3,754単位	41,744円	4,175円	8,349円	12,524円		1か月あたり(利用者が要介護5の場合)
特別指示減算	97単位	1,078円	108円	216円	324円		主治医から特別訪問看護指示が出た場合(その日数分を減算)
定期巡回訪看(日割)	97単位	1,078円	108円	216円	324円		登録機関が1か月に満たない場合 1日あたり
定期巡回訪看(介5)(日割)	123単位	1,367円	137円	274円	411円		登録機関が1か月に満たない場合 1日あたり(利用者が要介護5の場合)
サービス提供体制加算2	50単位	556円	56円	112円	167円	●	一定基準を満たした体制が整っている場合、1月につき加算